

2011.09

J A バンク 福井県信連

Report



福井県信用農業協同組合連合会

目 次

1. 地域貢献に関する取り組み	1
2. 不良債権の状況	2
3. 単体自己資本比率	4
4. 主要勘定の状況	5
5. 有価証券時価情報	5

表紙の写真

一乗谷朝倉氏遺跡（福井市）
福井県福井市城戸ノ内町にある戦国時代の遺跡です。戦国時代に一乗谷城を中心に関ヶ原を支配した戦国大名朝倉氏の遺跡で、一乗谷城（山城）と山麓の城下町（朝倉氏および家臣の居館）から成り立っています。
遺跡全体が国の特別史跡で、そのうち4つの日本庭園は一乗谷朝倉氏庭園の名称で国の特別名勝の指定を受けています。

地域貢献に関する取り組み

当会は、福井県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする農家組合員の皆さま方や、JA・農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

当会は、協同組合の相互扶助の精神を大切にし、以下のような地域貢献活動を実施しております。

1. 文化的・社会的貢献活動

- (1) 農業に対する地域の理解と振興、農業ファン作りを目的とした「JAバンクアグリサポート事業」を開催しています。
- (2) 「食の安全・安心」「地域」に対する消費者・世間一般の関心の高まりをビジネスチャンスと捉え、農業生産業者等の販売力強化のニーズに応えていくため、地域や系統独自色を發揮した商談会を開催いたしました。
- (3) 東日本大震災の被災地のJAバンク利用者であれば、県下JAバンクの店舗でも一定の範囲で貯金の払い戻しを可能とする「災害等緊急時払出取扱事務」を制定するとともに、「災害義援金取扱要領」に基づき、義援金にかかる振込手数料無料化の対応を行っております。

2. 各種相談会の開催

年金相談会、住宅ローン相談会、税務相談会などを開催し、地域の皆さまの相談にお答えし、また、お役に立つ情報を伝えしております。

3. 環境配慮活動

- (1) 地球温暖化ストップ県民活動「LOVE・アース・ふくい」の趣旨に賛同し、クールビズ・休み時間の消灯等身近なところからの取り組みを実施しております。
- (2) 「グリーン購入ふくいネット」に会員登録し、環境負荷の少ない物品等を優先的に選択する取り組みを実施しております。

不 良 債 権 の 状 況 (单 体)

(1) リスク管理債権

(単位 : 百万円)

区 分	平成23年9月末	平成23年3月末	増 減
破 綻 先 債 権	360	179	180
延 滞 債 権	640	407	232
3カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-
合 計	1,000	587	413

(注)

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(2) 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

債 権 区 分	平成23年9月末	平成23年3月末	増 減
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	813	505	307
危険債権	187	82	105
要管理債権	-	-	-
小 計	1,000	587	413
正常債権	56,609	55,889	719
合 計	57,610	56,477	1,132

(注)

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

② 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

③ 要管理債権

3ヶ月以上延滞債権で上記①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

④ 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

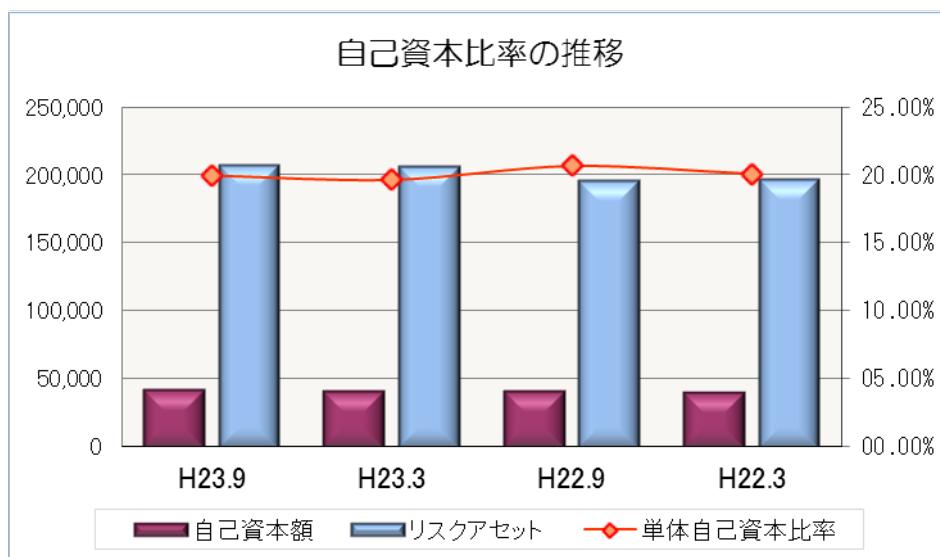
単体自己資本比率

(単位：百万円)

	平成23年9月末	平成23年3月末	平成22年9月末
基本的項目	40,412	39,459	39,516
補完的項目	1,295	1,286	1,222
控除項目	311	311	311
自己資本額	41,396	40,434	40,428
資産(オン・バランス項目)	199,848	197,471	187,557
オフ・バランス取引等項目	888	1,809	1,826
オペレーショナル・リスク相当額 ÷ 8%	6,574	6,574	6,292
リスク・アセット計	207,311	205,854	195,676
Tire 1比率	19.49%	19.16%	20.19%
自己資本比率	19.96%	19.64%	20.66%

(注)

- 金融庁・農林水産省告示第2号農業協同組合等がその健全性を判断するための基準に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。
- 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債権売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債権売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合い費用を加算して算出しています。
- 9月末基準での自己資本額には、外部流出予定額は控除しておりません。またオペレーショナル・リスク相当額については、中間決算を行っていないため前年度末の計数を使用しております。

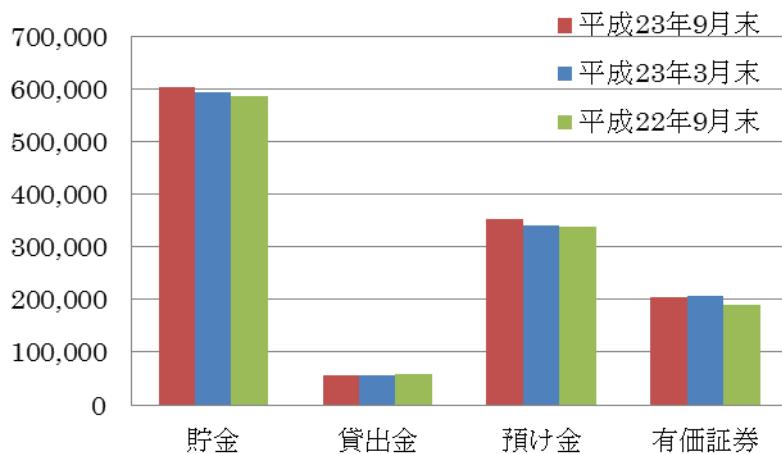


主 要 勘 定 の 状 況

(単位：百万円)

	平成23年9月末	平成23年3月末	平成22年9月末
貯 金	603,827	594,279	585,412
貸 出 金	57,061	55,931	58,068
預 け 金	352,786	341,126	337,350
有 価 証 券	204,056	206,498	190,656

注 貯金には譲渡性貯金が含まれています。



有 価 証 券 時 価 情 報

【有価証券】

(単位：百万円)

区 分	平成23年9月末			平成23年3月末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有	23,599	23,908	309	23,199	23,494	294
その 他	178,629	180,457	1,828	181,012	183,298	2,286
合 計	202,228	204,365	2,137	204,212	206,792	2,580

注 9月末の有価証券の時価は9月末日における市場価格等に基づく時価としています。

取得価格は、売買目的有価証券については取得価額を、満期保有目的有価証券またはその他有価証券については償却原価適用後、減損適用後の帳簿価額を記載しております。

